

答申第110号
平成30年2月15日
(諮問公第128号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった文書について、不存在として不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成28年11月25日付けで、「〇〇（鹿児島県〇〇）に対する、苦情の受付及びその対応に関連する文書の全て。開業日から現在まで。」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成28年12月7日付け保福第35-5号で、条例第10条に該当するとして、公文書不開示決定を行った。

その後、不開示決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年2月27日付けで審査請求がなされたものである。

実施機関は、審査請求を受けて、平成29年3月31日付け保福第861号で、公文書不開示決定通知書の一部変更を行い、不開示理由を不存在に改めた。

(2) 審査請求の趣旨

非開示決定を取り消し、全部開示とするよう求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 当該文書と同様の内容は、院長が〇〇に同時開院している「〇〇」に関する情報を、〇〇から、平成〇年〇月〇日に開示されているので、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書の写し及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

〇〇（鹿児島県〇〇）に対する、苦情の受付及びその対応に関連する文書の全て。開業日から現在まで。

(2) 不開示決定の理由

ア 開示請求の対象となっている診療所に対する苦情については、基本的に鹿児島県医療安全支援センターで対応することになっており、この制度は、医療法第6条の13第1項に基づき、患者又はその家族からの県内の病院等における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、相談者や病院等の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うなどの事務を実施するものである。

イ 受け付けた苦情や相談等については、基本的に相談記録をその都度作成し、回覧の上、保存しており、他の所属に医療機関に関する苦情や相談があった場合は、必要に応じて、鹿児島県医療安全支援センターへ連絡がある。

ウ 審査請求人からの開示請求について、その時点では、「〇〇に対する苦情」はなく、「その対応」もないため、開示請求に係る公文書は存在していないところであったが、当初、当該公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号の規定により不開示とされている法人等に関する情報を開示することになるため、平成28年12月7日付けで公文書の存否を明らかにしないで公文書不開示決定とした。

エ しかしその後、〇〇が、同一人の開設する医療機関に関する情報を一部開示したことや新聞報道などにより、一定の情報が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは言えない状況になったことから、改めて開示の可否の検討を行った結果、「〇〇に対する、苦情の受付及びその対応に関連する文書」は存在しないことから、平成29年3月31日付けで公文書不開示決定通知の開示しない理由を文書不存在に改めた。

オ 審査請求人は、審査請求の趣旨として、「非開示決定を取り消し、全部開示するように求めます。」としているが、請求に係る文書は存在していない。

カ 鹿児島県医療安全支援センターの相談窓口は、県庁保健医療福祉課と各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部に設置しており、基本的にそれぞれの医療安全支援センターで相談対応にあたっている。大隅地域振興局保健福祉環境部へは、開示請求を受け付けた平成28年11月25日に、電話で当該公文書が存在しないことを確認している。

キ 関連しうると考えられる部署(県庁薬務課及び障害福祉課)や鹿児島県医療安全支援センター内及び保健医療福祉課内の関係し得る書類については全て確認の上、知事部局として「不存在」と判断しているものである。

ク 当初、「存否応答拒否」で不開示とした理由としては、請求に係る公文書が「苦情の受付及びその対応に関連する文書」であることから、苦情があるということだけでその医療機関に何かしらの不適切な状況がある、劣った医療機関ではないかとの印象

を与えてしまうおそれがあることから、条例第7条第2号アに定める「公にすることにより、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と判断したものである。

ケ 審査請求後、不開示理由を「文書不存在」に変更した理由については、〇〇が、治療内容など個人情報を除いて、「〇〇」の苦情の記録を開示していること及び平成〇年〇月〇日から「〇〇」に対する新聞報道などがされたことにより、当初想定していた同一人が開設する医療機関である「〇〇」の「苦情の受付及びその対応に関連する文書」を開示又は文書不存在による不開示とすることで、その医療機関に何かしらの不適切な状況がある、劣った医療機関ではないかとの印象を与えてしまうおそれがあるとまでは言えない状況になったと判断した。

コ 「〇〇」と「〇〇」は、管理者が同一人であり、従事している医師も本人のみとなっているため、密接な関連性があることは明らかである。

サ 審査請求人は、審査請求の理由として、「当該文書と同様の内容は、院長が、〇〇に同時開院している〇〇に関する情報を、〇〇から平成〇年〇月〇日に開示されていますので、実施機関は条例の適用を誤っていると考えます。」としている。〇〇は、〇〇情報公開条例（以下「〇条例」という。）に基づき判断したものであるが、〇条例で公文書の開示の対象としている実施機関の中には、「鹿児島県知事」は含まれておらず、〇〇が〇条例に基づき判断したことのみを論拠として、鹿児島県知事が条例の適用を誤っていることにはならないと考える。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年4月7日	諮問公第128号に係る諮問を受けた。
5月10日	諮問公第128号に係る弁明書の写しを実施機関から受理した。
10月17日	諮問の審議を行った。（事務局による事案の説明）
11月15日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
11月22日	審査請求人に意見書の提出について照会を行った。
11月30日	事務局職員による公文書の調査を行った。 （県医療安全支援センター（県庁保健医療福祉課内））
12月8日	事務局職員による公文書の調査を行った。 （大隅医療安全支援センター（大隅地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課内））
平成30年1月24日	諮問の審議を行った。
平成30年2月9日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 鹿児島県医療安全支援センターについて

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13第1項の規定に基づき、患者・家族等と医療法人・医療機関との信頼関係構築の支援と患者サービスの向上を図り、医療の安全を確保するため、医療に関する患者等の苦情や相談に迅速に対応するとともに、医療機関への情報提供等を行う「鹿児島県医療安全支援センター」を設置している。

鹿児島県医療安全支援センター設置要綱第2条により、県庁保健医療福祉課に「県医療安全支援センター」を、各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部に「地域医療安全支援センター」を置き、患者・家族等からの苦情、心配・相談等への対応を行っており、受け付けた苦情や相談等については、基本的に相談記録をその都度作成し、回覧の上、保存している。

イ 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおり、「〇〇に対する、苦情の受付及びその対応に関連する文書の全て。開業日から現在まで。」である。

実施機関は、当初、請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号で不開示とされている法人等に関する情報に該当するとして、条例第10条の規定により、請求に係る公文書の存否を明らかにしないで不開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人が不開示決定の取消しを求めて審査請求を行ったところ、実施機関は開示しない理由を不存在に変更した。

不開示決定処分に係る理由の付記は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示理由を開示請求者に知らせることによって審査請求に便宜を与える等、手続き上の権利の内容をなすものである。そのため、審査請求が行われた後に実施機関が不開示理由を変更することはできるとしても、情報公開制度の運用上、必ずしも適切なものとはいえない。

そこで、開示請求者に審査請求の便宜を与える趣旨から、不開示理由を変更したことについて審査請求人に意見書の提出を照会したところ、意見書の提出はなかった。

審査会としては、不開示決定の取消しを求める審査請求は維持されていることから、上記2(2)の審査請求の趣旨について、審査請求人は不開示理由変更後の不開示決定の取消しを求めていることと判断し、まず対象公文書の存否及び本件不開示決定の妥当性について検討する。

ウ 公文書の存否及び本件不開示決定について

上記3(2)カ及びキのとおり、実施機関は、関連し得ると考えられる部署において対象となる公文書がないことを確認している。さらに、審査会の事務局職員をして、本件開示請求の対象となる公文書の有無について、文書管理表及び保存文書管理表を基に、「県医療安全支援センター」を置いている県庁保健医療福祉課及び「大隅医療安全支援センター」を置いている大隅地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課の執務

室内を確認させたところ、該当する公文書は存在しなかった。

したがって、実施機関は、本件開示請求の対象となる公文書を保有していないと認められるため、本件不開示決定は妥当である。

なお、上記4(2)イのとおり、本件においては、実施機関が、審査請求後に不開示理由を変更しているため、このことについても検討する。

(㉔) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

同号ただし書においては、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

対象公文書は、仮に存在するとすれば、特定の医療機関に対する苦情があった際に作成された文書であり、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報である。

苦情等の内容の真偽が定かでない中で公にした場合、特定の医療機関が何らかの違法行為又は不適切な行為に関与しているなどの憶測を呼び、特定の医療機関の信用、社会的評価の低下を招き、その医療サービスの提供上、医療機関に不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、対象公文書は、特定の医療機関に対する苦情に係るものであり、同号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当しないものと認められる。

したがって、対象公文書は、仮に存在するとすれば、条例第7条第2号に該当するものである。

(㉕) 条例第10条該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る公文書が具体的にありかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

本件開示請求は、特定の医療機関を明示した上で、当該医療機関に対する苦情の受付及びその対応に関連する文書の全ての開示を求めるものであり、特定の医療機関に対する苦情があったという事実の有無を明らかにするものである。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで条例第7条第2号に規定する法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することになるため、条例第10条の規定に該当し、開示請求を拒否することができるものと認められる。

(ウ) 不開示理由の変更について

不開示理由を不存在に変更した理由について、実施機関は、上記3(2)エ及びケのとおり、〇〇が、同一人の開設する別の医療機関に対する苦情の記録を開示していること及び当該医療機関に対する新聞報道などがされたことにより、一定の情報が明らかとなり、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは言えない状況になったと説明している。

当該新聞を見分したところ、「〇〇でも開業している、〇代の〇〇院長のみで、〇年〇月に開設した、〇〇の〇〇の診療所が、不適切な診療をしていた疑いがあるとして、県鹿屋保健所は医療法に基づく立入検査をした。」という趣旨の新聞報道であった。

また、審査会の事務局職員が、実施機関に確認したところ、「県鹿屋保健所が医療法に基づく立入検査をした」ことは事実であり、〇〇の〇〇の診療所は、当該医療機関のみであった。

以上のことから、〇〇が開示している情報は、管理者及び医師が同一人で密接な関連性があるとはいえ、別の医療機関の情報であるため、不開示理由を変更する合理的な理由には当たらないが、審査請求後に、立入検査を行った事実があること及び報道機関の独自の取材に基づき、当該医療機関と特定され得る内容で当該医療機関の情報が報道され、公衆の知り得る状態に置かれたことから、実施機関が、審査請求の背景及び当該状況の変化を考慮し、「本件対象文書の存否を答えたとしても、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない」と判断し、不開示理由を不存在に変更したと考えられるので、本件において、不開示理由を変更したことは、不適切であるとはいえない。

エ 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記2(3)のとおり、同一人が開院している別の医療機関に関する文書を〇〇から開示されているので、実施機関は条例の適用を誤っていると主張しているが、開示請求を受けた各地方公共団体の各機関において、対象となる公文書の内容

を個別具体的に検討し、当該機関においてそれぞれ独自に開示・不開示の決定を行うこととなっていることからすれば、仮に類似の公文書であるとしても、異なる地方公共団体の機関により異なる決定がなされることは起こり得ることであり、既に開示されている異なる地方公共団体における類似の公文書と同様の開示内容としなければならないものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。